令和６年４月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和６年４月２５日（木）午後４時～午後５時
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　１０名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員　３番　西岡　豊
４番　中島 豊繋委員　５番　島巻 賢二委員　６番　川﨑 一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　なし
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長　冨士原　夏樹

６．　議案　　第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　非農地証明願について
その他の件

（開会時刻　１６：００）

（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから４月定例総会を開会致します。諸般の報告の前に、４月の人事異動がありまして、その件の報告をいたします。
（山崎局長より人事異動の報告）

議　　長　　事務局より諸般の報告を致します。

事 務 局　　諸般の報告を致します。出席委員は１０名中１０名全員のご出席で、室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

推進委員さんの出席者数は、１０名中９名のご出席で、谷口委員さんより、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　非農地証明願について
その他の件

の順となっております。

（３月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは３番　西岡委員　７番　尾﨑委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案農地法第３条許可申請番号について議題といたします。こちらの番号１及び番号２については、譲受人が同じで、担当地区委員さんも同じであることから、この件につきましては事務局より一括にて説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第１号議案農地法第３条許可申請、番号１及び番号２について、事務局より一括にて、説明いたします。

まずは、番号１について説明します。
議案書１ページ目をごらんください。
申請地は元字　　甲　　番　です。登記地目は田、現況地目は畑となっており、申請面積は 47 ㎡、農用地ではありません。
本申請は、室戸市元の　　さんから、同じく室戸市元の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）
～　番号１の説明については以上です。

続きまして番号２の説明をさせていただきます。
議案書１ページ目をごらんください。
申請地は元字　　甲　　番　です。登記地目は田、現況地目は畑となっており、申請面積は 198 ㎡、農用地ではありません。
本申請は、室戸市元の　　さんから、同じく室戸市元の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）　～　事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明を番号１・番号２について一括で説明をお願いします。

１　　番　　農地法第３条許可申請についての報告を行います。番号１と番号
藤　　岡　　２について一括して説明いたします。なお、この２筆についての詳細については、先程事務局よりご案内のとおりであり、私からの補足説明はございません。従いまして現地確認のみの報告といたしますので、どうぞよろしくお願いします。場所は国道　　集落から　　集落に入る旧道から西の方に約100ｍ少し進んだところに位置しております。ちょうどそこに譲受人の住宅がございます。そしてその住宅を挟んで、東に番号1、西側に番号２があります。そういう位置条件を経て所在しておりますけれど、その状況につきましては　　さんの住宅を挟んで共に野菜その他もろもろのものを栽培・活用されています。なお、このことにつきましては先程事務局も報告しましたが、関推進委員さん、事務局冨士原さん、藤岡の３名にて４月19日に確認しております。
以上が番号１・番号２の報告です。よろしくお願いします。

議　　長　　担当地区委員さんより、番号１・番号２について順次ご報告がございました。この件について、番号1、番号２どちらでも、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案農地法第３条許可申請番号１について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。
よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして番号２についてお諮りします。
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号２について、許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第１号議案農地法第３条許可申請の件について議題といたします。こちらの番号３及び番号４につきましても、譲受人が同じで、担当地区委員さんも同じであることから、この件につきましても、事務局より一括にて説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第１号議案農地法第３条許可申請、番号３及び番号４について、事務局より一括にて、説明いたします。
まずは、番号３について説明します。
議案書１ページ目をごらんください。

申請地は吉良川町字　　甲　　番　、字　　甲　　番、
登記地目は田・現況地目は畑で、申請面積は 604 ㎡、935 ㎡
２筆計 1,539 ㎡、農用地区域内となっております。
本申請は、吉良川町　　・　　さん（持ち分 2 分の 1）から、
羽根町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、
調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　番号 3 の説明については以上です。

続きまして番号 4 の説明をさせていただきます。
申請地は吉良川町字　甲　　番、字　　甲　　番　、同字甲
番、字　　甲　　番、字　　甲　　番　、
登記地目はいづれも田・現況地目は畑で、申請面積は 1,454 ㎡、
838 ㎡、571 ㎡、132 ㎡、595 ㎡、5 筆計 3,590 ㎡となって
おります。
本申請は、埼玉県の　　さんから、羽根町の　　さんへ
の売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、
調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員は私ですが、議長でありますので、同じ地区の久保推進委員より番号３・番号４について一括で説明をお願いします。

推進　委員
久保　利文　　第１号議案農地法第３条許可申請について証言いたします。各筆の場所が近くにあることから譲受人も同じでありますので、番号３・４を一括で説明させていただきます。４月16日、島巻会長・事務局冨士原さんと私の３人で現地確認しております。地図の６ページをご覧ください。中程に申請地と書かれており、番号３の２筆が記載されております。左のちょっと下の方に　　があります。位置関係はこのようになっております。　　敷地からそれぞれ北西に２００ｍ・３００ｍとなっております。次に９ページをお願いします。番号４の５筆が記載されております。１筆だけ少し離れておりますが、あとの４筆は先程の番号３の近くにあります。それぞれ７筆が基盤整備され、２筆になって　　の西の方に換地される予定となっております。申請人はサポートハウスで研修しており、取得後はこちらでハウスを建ててナスを栽培する予定だそうです。
よろしくお願いします。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員より、番号３・番号４について現地調査等の報告がございました。この件について番号３・番号４についてどちらでも、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

西岡委員　　この基盤整備はいつ終わりますか？

議　　長　　基盤整備は予定より少し遅れております。ハウス設置予定の農地から、優先的に整備を進めております。

（意見交換）

議　　長　　ほかにご質問はありませんか。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案農地法第３条許可申請番号３について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号３について許可することに､決定致します。

議　　長　　続きまして第１号議案番号４についてお諮りします。
番号４について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号４について、許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして、第１号議案番号５農地法第３条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　番号５の申請地は浮津字　　番　、同字　　番　で、登記地目・現況地目も畑となっており、申請面積は 114 ㎡、20 ㎡、２筆計 134 ㎡、農用地区域ではありません。本申請は浮津の　　さんから浮津　　さんへの売買による所有権移転に係る申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）

～　以上で説明を終わります。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。第１号議案番号５について、関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

１　　番　　第１号議案番号５について報告いたします。なお、申請その他詳細につ
藤　　岡　きましては、事務局よりご案内のとおりであり、補足説明はございません。所は旧　　橋から上流の方に少し上がり、路地を約 100ｍ程進んだところに申請地に至ります。申請地の同じ場所に譲受人の住宅があり、場所は２筆ともその住宅の目の前に位置しております。状況等につきましてはいろいろ栽培をし、草も生えておりますが、管理されております。現地確認は譲受人の妻と関推進委員、事務局冨士原さん、藤岡の４名にて４月 19 日に確認に及んでおります。以上報告します。よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいまの第１号議案番号５について、担当地区委員さんから現地調査等の報告がございました。この件につきましてご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案番号５について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第１号議案番号５について、許可することに決定致します。

議　　長　　続きまして、第１号議案番号６農地法第３条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　番号 6 の申請地は羽根町字　　番　で、登記地目・現況地目も畑となっており、申請面積は 92 ㎡、農用地区域ではありません。本申請は羽根町の　　さんから羽根町の　　さんへの贈与による所有権移転に係る申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）
～　以上で説明を終わります。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

10　番　濱田　申請内容については、事務局より説明がございましたので省かせていただきます。場所は 17 ページの地図をご覧ください。4 月 17 日午後 2 時より私と推進委員の中原さん、事務局の冨士原さんと 3 人で現地を確認いたしました。場所は　　地区で国道より北へ 150m程行くと旧国道が通っております。そこから北へ 50m程行ったところに県営住宅があります。大きな建物ですので、わかりやすいと思います。場所はその西隣になります。申請地より北側には家庭菜園としてすでに譲受人によって野菜や果樹が植えられています。その隣に果樹を植えるということなので、特に問題がないと思いますので審議の方をよろしくお願いします。

議　長　ありがとうございました。ただいま第 1 号議案番号 6 について担当地区委員さんから現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　し）

議　長　格別ないようでございますのでお諮りします。第 1 号議案番号 6 について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議　長　続きまして第 2 号議案 番号 1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事 務 局　第 2 号議案番号 1 非農地証明願について説明いたします。
議案書 19 ページをご覧ください。

申請地は、吉良川町字　　乙　　番、登記地目は田、現況地目は原野となっています。地積は 1,391 ㎡で、農用地区域外です。
吉良川町の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、平成 6 年に購入した時から 3 年くらい水稲を耕作していたが、農業用水路がなくなり災害にあって、25 年以上耕作しておらず、農地への復旧が困難となっているとのことです。なお、現地確認の際に現地が土砂置き場になっていたことについて、農地法の認識がなかったとの始末書の提出がありましたことを合わせて報告いたします。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局より、第 2 号議案番号 1 の申請内容についての説明がございました。担当地区委員は私ですが、議長でありますので、同じ地区の久保推進委員より現地調査等の報告をお願いします。

推進委員
久保利文　　第 2 号議案非農地証明願について報告します。申請内容については事務局から説明がございました。私の方からは、4 月 16 日、島巻会長、事務局冨士原さんと申請代理人と私の 4 名で現地を確認しましたので報告します。
場所について報告します。地図の 21 ページをお願いします。
集落のはずれの方に　　というところがあります。
ここから上流の方に 400m程行ったところに　　橋というところがあります。この橋が国道から約５ｋｍ程となります。その橋のたもとのカーブの先端のところが申請地でございます。周辺は原野とか河川敷となっておりまして、平成 11 年の豪雨災害で被害を受けてその後、復旧を断念して資材置き場に変更したと推測されます。年月も経過しております。以上現地調査の報告といたします。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。2号議案番号1非農地証明願いについて、担当地区委員さんから現地調査等の報告がありました。それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いいたします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第2号議案番号1非農地証明願について承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第2号議案番号1については、非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうかなければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を中島職務代理にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）

（終了午後５時）